

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 家族法における嫡出推定制度等の見直し －令和4年民法改正に関する国会論議－ |
| 著者 / 所属 | 高見富二男 / 法務委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 455号 |
| 刊行日 | 2023-4-14 |
| 頁 | 61-71 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230414.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

家族法における嫡出推定制度等の見直し

— 令和4年民法改正に関する国会論議 —

高見 富二男

(法務委員会調査室)

1. 令和4年民法改正の概要
 - (1) 提出の経緯
 - (2) 国会における審議経過
 - (3) 法律の概要
2. 国会における主な議論
 - (1) 無戸籍者問題
 - (2) 嫡出推定制度の見直し
 - (3) 再婚禁止期間の廃止
 - (4) 嫡出否認の訴えに関する見直し
 - (5) 認知の無効の訴えに関する見直し
 - (6) 親権者の懲戒権等の見直し
 - (7) 国籍法の一部改正

1. 令和4年民法改正の概要

(1) 提出の経緯

ア 嫡出推定制度（民法第772条）をめぐる問題

血縁上の母子関係は、通常、分娩の事実自体から明らかであるとされているが、その一方、血縁上の父子関係は、必ずしも明らかではないとされている¹。そこで、夫婦の間に生まれた子は、血縁上も夫の子であることが通常であるという経験則を背景として、民法（明治29年法律第89号）は嫡出推定制度（第772条）を定めている。

嫡出推定制度によれば、婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子については、婚姻中に懐胎したものと推定され、その結果、元夫の子と推定されることになる。その

¹ 法務省「無戸籍の方の戸籍をつくるための手引書」（令和4年11月）3頁
<<https://www.moj.go.jp/MINJI/pdf/001293197.pdf>>（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令
5.3.22）

ため、子の血縁上の父が別の男性であったとしても、原則として、元夫を父とする出生届以外は受理されず、戸籍上も元夫の子として扱われることになる。このような戸籍上の扱いを避けるために、母が子の出生届を提出しないことがあるとされ、それにより、子が戸籍に記載されず、無戸籍になっているとされる²。こうした問題は、いわゆる「無戸籍者問題」あるいは「離婚後300日問題」と称されている。法務省によれば、無戸籍者の約73%（令和4年11月時点）³が、出生届を提出できない原因として嫡出推定制度を挙げるなど、嫡出推定制度が無戸籍者問題の一因になっているとされる。

イ 親権者の懲戒権（民法第822条）をめぐる問題

近年、児童虐待が深刻な社会問題となっており、平成23年5月27日（第177回国会）に成立した「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）では、児童虐待防止のための親権制度の見直し等が行われた。この改正では、親権者の懲戒権について定める民法第822条が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があることを踏まえ、同条が子の利益のために行使される監護及び教育の範囲内で懲戒が認められることを明らかにする見直しが行われたが、その後も依然として、同条の規定が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がされていた⁴。

こうした中、平成31年3月19日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が決定した『児童虐待防止対策の抜本的強化について』では、「民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な検討を進める。」とされた。これを受けて、令和元年6月19日（第198回国会）に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）の附則第7条第5項において、「政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。

ウ 見直しの動き

（ア）商事法務研究会

令和元年7月16日、法務省が関係省庁として参加する公益社団法人商事法務研究会の「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会」及び「監護権の規定の在り方に関する研究会」において、法制度の見直しに向けた報告書がそれぞれ取りまとめられた。

（イ）法制審議会

令和元年6月20日、法務大臣は、法制審議会に対し、「児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。」との諮問（第108号）を行った。これに基づき、令和元年7月29日から「民法（親子法制）部会」において調査審議が行われ、令和4年

² 前掲注1

³ 法務省「嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止」（令和4年12月）
<<https://www.moj.go.jp/content/001386619.pdf>>

⁴ 法務省「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案の補足説明」（令和3年2月）1頁
<<https://www.moj.go.jp/content/001342628.pdf>>

2月1日、『民法（親子法制）等の改正に関する要綱案』が取りまとめられた。その後、同年2月14日に開催された法制審議会において、同要綱案は採択され、同日、法制審議学会長から法務大臣に要綱が答申された。

エ 法律案の提出

令和4年10月14日（第210回国会）、政府は、法制審議会の答申を踏まえ、「民法等の一部を改正する法律案」（閣法第12号）を衆議院に提出した。

（2）国会における審議経過

国会における審議経過は以下のとおりである（図表1）。なお、参議院の法務委員会では国籍法の改正規定を削除する修正案が提出されたが、否決された。

令和4年12月10日に成立した「民法等の一部を改正する法律」は、同年12月16日に公布され（令和4年法律第102号）、その一部（懲戒権に関する規定の削除等）は、同日施行された。

図表1 国会における審議経過（令和4年）

| 衆議院 | | 参議院 | |
|--------|------------------------------------|--------|---|
| 11月1日 | 本会議で趣旨説明聴取・質疑 法務委員会に付託 | 11月18日 | 本会議で趣旨説明聴取・質疑 法務委員会に付託 |
| 11月2日 | 法務委員会で趣旨説明聴取 | 11月22日 | 法務委員会で趣旨説明聴取 |
| 11月8日 | 法務委員会で参考人質疑（3名） 対政府質疑① | 12月6日 | 法務委員会で対政府質疑① 参考人質疑（4名） |
| 11月9日 | 法務委員会で対政府質疑② 採決（可決） 附帯決議（可決） | 12月8日 | 法務委員会で対政府質疑② 修正案（否決） 採決（可決） 附帯決議（可決） |
| 11月17日 | 本会議で採決（可決） 参議院へ送付 | 12月10日 | 本会議で採決（可決） |

（出所）参議院法務委員会調査室資料等に基づき作成

（3）法律の概要

法律の概要は次頁のとおりである（図表2）。

民法の一部改正は、大別して、無戸籍者問題の解消等の観点（（1）ア参照）及び児童虐待の防止の観点（（1）イ参照）の二つの観点から行われる。前者の観点からは、①「嫡出推定制度等の見直し」（女性の再婚禁止期間の廃止を含む。）及び②「嫡出否認の訴えに関する見直し」が行われるとともに、②の見直しに合わせて③「認知の無効の訴えに関する見直し」が行われる。一方、後者の観点からは、④「懲戒権に関する規定等の見直し」が行われる。

また、国籍法（昭和25年法律第147号）の一部改正は、上記③の見直しに伴い、民法上、事実と反する認知の効力を争えなくなった場合でも、国籍法上、事実と反する認知によっては日本国籍を取得することができないことを明らかにする規定が設けられる。

図表2 民法等の一部を改正する法律（概要）

1 嫡出推定制度等の見直し

- (1) 母の婚姻の解消等の日から300日以内であっても、母の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する。
- (2) (1)の見直しに伴い、女性の再婚禁止期間を廃止する。

2 嫡出否認の訴えに関する見直し

- (1) 否認権者（現行：夫のみ）を子・母・前夫にも拡大する。
- (2) 出訴期間（現行：1年）を原則として3年に伸長する。例外として、一定の場合、子は21歳に達するまで嫡出否認の訴えを提起することができる。
- (3) 経過措置として、子及び母は、施行日から1年間に限り、施行日前に生まれた子について嫡出否認の訴えを提起することができる。

3 認知の無効の訴えに関する見直し

- (1) 提訴権者（現行：子その他の利害関係人）を子・認知をした者（父）・母に制限する。
- (2) 出訴期間（現行：期限なし）を原則として7年に制限する。例外として、一定の場合、子は21歳に達するまで認知の無効の訴えを提起することができる。

4 懲戒権に関する規定等の見直し

- (1) 親権者の懲戒権に関する規定（民法第822条）を削除する。
- (2) 子の監護・教育における子の人格の尊重や体罰の禁止等の規定を設ける。

5 国籍法の一部改正

国籍法第3条は、認知について反対の事実があるときは適用しない。

6 施行期日

※「公布の日」＝令和4年12月16日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、上記4は、公布の日から施行する。

（出所）法務省資料に基づき作成

2. 国会における主な議論

(1) 無戸籍者問題

無戸籍者の把握と支援を今後どのように取り組んでいくのかについて質疑があった。これについて法務省は、「無戸籍者に関する情報は、無戸籍者本人やその母親が市区町村の戸籍や住民票の窓口等に相談に来た際に把握されることが多いほか、市区町村の福祉担当部署や教育委員会等においてもこれに接することがあることから、これまでも無戸籍者の情報に接した場合には市区町村の戸籍担当部署又は法務局に情報提供するよう、それらの機関に対して協力を依頼してきた。こうして把握した情報に基づき、戸籍の記載に必要な届出や裁判上の手続が取られるよう支援するほか、各法務局等に裁判費用等について相談があった場合には法テラスの民事法律扶助制度を案内する、法務省に無戸籍者ゼロタスクフォースを設置するとともに、各法務局において市区町村、弁護士会等の関係機関と協議会を設置するなど、関係機関との連携の下に一人一人に寄り添った支援を行っている。このような把握と支援の取組をしっかりと継続するとともに、無戸籍者として把握することができていない者への周知も重要であることを踏まえ、関係機関とも連携して、広く一般向けに法務省ホームページ等を通じて制度の周知を図っていきたい。」旨の答弁を行った⁵。

(2) 嫡出推定制度の見直し

ア 嫡出推定制度を維持する理由

今回の改正で嫡出推定制度を維持する理由について質疑があった。これについて法務省は、「一般的な妊娠期間からすると、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた場合は、婚姻中に懐胎した可能性が相当程度ある。我が国では、協議離婚制度の下、離婚に先立って一定期間別居していること等は離婚の要件とされていないため、離婚に至る前の時期において、離婚後に出生した子の懐胎の契機としての夫婦の性関係の基盤が失われていたとは一概に言えないので、婚姻中に夫の子を懐胎し、子の出生前に協議離婚に至り、しかる後に子を出生するといった事案が一定数存在するものと考えられる。また、生まれた子について、早期に父子関係を確定して、子の地位の安定を図る必要がある。仮に、婚姻の解消等の後に生まれた子については前夫の子と推定されない制度とすると、実際には前夫の子である場合であっても、前夫の認知等によらないと直ちに子の法律上の父が確保されないことになり、子の利益を害するおそれがあると考え。そこで、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子についての現行の規律を維持することにした。」旨の答弁を行った⁶。

イ 懐胎時期の推定規定における「300日」の根拠

現行の民法第772条第2項では、婚姻の解消又は取消しの日から300日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定しているが、「300日」の根拠について質疑があった。これについて法務省は、「人口動態統計上、出生数のピークは妊娠齢で38週から40週までの間に生まれる子であるが、妊娠齢43週以降に出生する子も僅かに存在しており、医学

⁵ 第210回国会参議院法務委員会会議録第9号8～9頁（令4.12.6）

⁶ 第210回国会衆議院法務委員会会議録第6号14頁（令4.11.9）

的な見地からは、300日という期間は婚姻中に懐胎した場合ほぼ全てを包摂し得る期間であると言える。婚姻中に懐胎した可能性のある子を広く前夫の子と推定することが望ましいと考えられ、現行の300日を維持することが相当である。」旨の答弁を行った⁷。

ウ 嫡出推定制度の例外が認められる条件に関する合理性

今回の改正では、婚姻の解消等の日から300日以内であっても、母の再婚後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとされた(改正後の民法第772条第3項)。しかし、法務省が令和2年に実施した調査の結果によれば、離婚後300日以内に出生した無戸籍者のうち、母の再婚後に出生した者は約35%であるとされる⁸。母が再婚しなければ、これまでどおり前夫の子と推定されることから、母の再婚の有無や再婚のタイミングで推定される父が変わることの合理性について質疑があった⁹。これについて法務大臣は、「嫡出推定の例外を設ける場合、誰の子である蓋然性が高いか、また、戸籍窓口における形式的審査により認定を行うことが可能かを考慮する必要がある。そこで、母の再婚後に出生した子は再婚後の夫の子の蓋然性が高く、その事実は戸籍窓口における形式的審査で認定を行うことが可能であることから、母の再婚後に出生した子に限って再婚後の夫の子と推定することとする規律は合理的である。」旨の答弁を行った¹⁰。

エ DNA鑑定を採用

DNA鑑定の普及状況を踏まえ、父子関係の確定にDNA鑑定を採用することについて、法務大臣は、「仮に、嫡出推定制度を廃止し、子の全てについてDNA鑑定を義務付けることについては、家庭の平穏を害する懸念があり、また、手続的な負担の増加も見込まれ、さらに、父が鑑定に応じないときは子の父が確保されないおそれがあるなど、子の利益の観点からも妥当ではない。」旨の答弁を行った¹¹。

また、鑑定結果に関しても、法務省は、「DNA鑑定は、鑑定書自体は高度の確率が示されているものが提出されると思うが、検体がそもそも誰から取得したものかということを経口できちんと判断するのは難しいという問題がある。」旨の答弁を行った¹²。

オ 「嫡出」の用語

嫡出推定制度等で用いられる「嫡出」という用語に関しては、差別的な概念で用いられてきたものであるとして、用語の見直しについて質疑があった。これについて、法務大臣は、「「嫡出でない子」という用語について、最高裁判所は、民法の規定上、法律上の婚姻関係にない男女の間に出生した子を意味するものとして用いられているものであり、差別的な意味合いを含むものではないと判示している。一方で、「嫡出でない子」という用語が用いられてきた社会的、歴史的な背景を踏まえると、「嫡出」の用語を見直すべきとの指摘があることも承知している。もっとも、嫡出である子と嫡出でない子とは、法律上の父子関係の成立のみならず、親権者、氏、入籍すべき戸籍の決まり方において

⁷ 第210回国会参議院法務委員会会議録第9号2～3頁(令4.12.6)

⁸ 第210回国会衆議院本会議録第5号5頁(令4.11.1)

⁹ 第210回国会参議院本会議録第7号2～3頁(令4.11.18)

¹⁰ 第210回国会参議院本会議録第7号4頁(令4.11.18)

¹¹ 第210回国会衆議院本会議録第5号8頁(令4.11.1)

¹² 第210回国会参議院法務委員会会議録第10号7頁(令4.12.8)

も区別がなされているところであり、これらの規律を見直す際には、各制度について、具体的な立法事実や国民の意識等を踏まえた検討が必要と考えられる。」旨の答弁を行った¹³。

(3) 再婚禁止期間の廃止

今回の改正では、再婚禁止期間を定めている民法第733条の規定を削除することとされた。その趣旨について法務大臣は、「女性の再婚禁止期間の定めは、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複を回避することを目的として設けられたものである。今回の改正では、離婚等により婚姻を解消した日から300日以内に生まれた子であっても、母の再婚後に生まれた場合には、再婚後の夫の子と推定されるため、推定の重複により父が定まらない事態は生じなくなることから、再婚禁止期間は必要なくなり、廃止することとした。」旨の答弁を行った¹⁴。

(4) 嫡出否認の訴えに関する見直し

ア 否認権者

(ア) 母の否認権

今回の改正で認められた母の否認権については、「否認権の行使が子の利益を害することが明らかなきときは行使できないこととされたが(改正後の民法第774条第3項ただし書)、どのような場合に該当するのかについて質疑があった。これについて法務省は、「母が自ら子を養育する意思や能力もなく、父を失うことで子が困窮するにもかかわらず、父子関係を断絶させる目的で嫡出否認をするような場合や、親権を行う母が虐待をしており、父による親権喪失の審判の申立てを排除する目的で否認権を行使するような場合が、子の利益を害することが明らかであると考えられる。」旨の答弁を行った¹⁵。

(イ) 前夫の否認権

今回の改正で認められた前夫の否認権に対しては、「前夫が再婚後の夫婦の家庭に介入することを認めるものであり、嫌がらせ目的で否認権を行使し、争いを複雑化させるのではないか。」という旨の指摘があった。前夫の否認権が認められた理由について法務省は、「婚姻の解消等の日の後300日以内に生まれた子であって、母が再婚した後に生まれた子については、再婚後の夫の子と推定されることになるが、前夫は、母がこのような再婚をしなければ子の父と推定されるべき地位にあること等を踏まえると、再婚後の夫の子であるとの推定が事実と反し、実際には前夫が子の生物学上の父であるときは、前夫に子の法律上の父となる機会が確保されている必要があるものと考えられる。」旨の答弁を行った¹⁶。

¹³ 第210回国会衆議院本会議録第5号11～12頁(令4.11.1)

¹⁴ 第210回国会参議院本会議録第7号7頁(令4.11.18)

¹⁵ 第210回国会参議院法務委員会会議録第10号2頁(令4.12.8)

¹⁶ 第210回国会衆議院法務委員会会議録第5号18頁(令4.11.8)

また、前夫の否認権については、「否認権の行使が子の利益を害することが明らかなき」は行使ができないこととされたが（改正後の民法第774条第4項ただし書）、どのような場合に該当するのかについて質疑があった。これについて法務省は、「前夫が子の父として自ら子を養育する意思がないにもかかわらず、嫌がらせ等の目的で嫡出否認をするような場合が、子の利益を害することが明らかであると考えられる。」旨の答弁を行った¹⁷。

イ 出訴期間

（ア）原則的な出訴期間

今回の改正では、出訴期間が3年に延長されたが（改正後の民法第777条）、「3年」とする理由について質疑があった。これについて法務省は、「否認権を行使するか否かの判断を適切に行うための期間を実質的に保障するとの観点を踏まえる必要がある一方で、子の利益を保護する観点からは長期間身分関係が不安定となることは相当でなく、また子の発達の観点から見ても、子が3歳頃までには父子関係が確定していることが望ましいと考えられることによるものである。」旨の答弁を行った¹⁸。

（イ）子の否認権に関する出訴期間の特則

今回の改正では、一定の要件を満たす場合、子は21歳に達するまで否認権の行使ができることとされたが（改正後の民法第778条の2第2項本文）、その理由について質疑があった。これについて法務省は、「この特則は、法律上の父子関係の消滅という重大な効果を生じさせるという嫡出否認の訴えの重大性に鑑み、子が十分な判断能力を有することを前提にその行使の当否を判断すべきものであるが、他方で、出訴期間の特則を過度に長期間とすることは身分関係を不安定にするため相当でない。このような観点から、子が成年年齢である18歳に達した後3年間、否認権の行使をするかどうかについて熟慮するための期間を確保することが相当であると考え、21歳に達するまでの間としたものである。」旨の答弁を行った¹⁹。

しかし、この特則に関しては、「生物学上の父でない者は将来的に子の嫡出否認の訴えによって父としての地位を失う可能性があるため、当初から子に対して適切な養育を行う意欲に欠けるのではないか。結果的に子の利益にならないのではないか。」という旨の指摘があった。これに対して法務省は、「生物学上の父子関係がないことが判明した父については、将来子から否認されるおそれがあるとすると、子の養育をする意思を失うなど、かえって子の利益が害される事態が生ずるおそれもあるということ認識している。それを踏まえ、子が父と継続して同居した期間が3年を下回ることを要件としており、これにより、子による否認権の行使が、生物学上の父子関係がないことに加えて、社会的な実態としても親子と言えるような関係がない場合に限ることとしている。」旨の答弁を行った²⁰。

¹⁷ 前掲注16

¹⁸ 第210回国会参議院法務委員会会議録第10号2頁（令4.12.8）

¹⁹ 第210回国会参議院法務委員会会議録第10号3頁（令4.12.8）

²⁰ 第210回国会衆議院法務委員会会議録第6号32頁（令4.11.9）

ウ 施行日前に生まれた子に関する経過措置

(ア) 対象となる子

今回の改正では、施行日前に生まれた子についても、施行日から1年間に限り、子及び母は否認権の行使ができることとされたが(附則第4条第2項)、子が既に成人している場合や、子が既に戸籍に入っている場合にも、否認権を行使できるのかについて質疑があった。これについて法務省は、「無戸籍のまま成人にまで達している者が200名近くいると把握しており、成年に達した者も含まれる。また、現在、子が戸籍を有する場合であっても、これまで、子や母から嫡出否認の訴えの提起が認められていなかったために、血縁関係のない夫又は前夫の子として戸籍上扱われることを甘んじて受け入れていた事例も存在すると考えられるので、このような事例についても救済を図る必要性、合理性が認められる。そういう趣旨から、戸籍のない場合に限定していない。」旨の答弁を行った²¹。

(イ) 出訴期間

経過措置の適用期間が「1年」とされている理由について、法務省は、「身分関係の安定ということにも配慮する必要がある、施行日前に生まれた子については、施行日前から準備することが可能であるということも勘案して、施行日後1年間に限って適用することとしており、1年という期間は妥当なものである。」旨の答弁を行った²²。

(5) 認知の無効の訴えに関する見直し

ア 改正の趣旨

改正の趣旨について法務省は、「現行法の下では、事実を反する認知、すなわち血縁関係がない者による認知は無効とされ、子その他の利害関係人が無効を主張することができることとされている。この規定については、主張権者が広範で無効主張の期間制限もないことから、子の身分関係がいつまでも安定せず、嫡出否認の訴えについて厳格な制限が設けられていることとの均衡を欠くとの問題がかねてから指摘されていた。そこで、今般、嫡出子の親子関係の規律を見直すことに伴い、嫡出でない子の親子関係の規律も見直すこととした。」旨の答弁を行った²³。

イ 出訴期間

これまで制限がなかった出訴期間を7年間に制限した理由について、法務省は、「認知無効の訴えの提起期間を7年間とした理由については、嫡出否認の訴えの出訴期間とのバランスのほか、民法上の各種制度における期間制限の規定の在り方等を参照し、認知がされたことを前提にした身分関係の状態が継続した場合には、もはや覆すことは社会的に相当でないと考えられる時間の経過として合理的と認められる期間を定めたものである。」旨の答弁を行った²⁴。

²¹ 第210回国会衆議院法務委員会議録第6号3頁(令4.11.9)

²² 第210回国会衆議院法務委員会議録第5号20頁(令4.11.8)

²³ 第210回国会参議院法務委員会会議録第9号2頁(令4.12.6)

²⁴ 同上

(6) 親権者の懲戒権等の見直し

ア 懲戒権に関する規定（改正前の民法第822条）の削除

今回の改正では、親権者の懲戒権に関する規定である民法第822条が削除された。その趣旨について法務大臣は、「懲戒権を規定する民法第822条は、懲戒の文言が同法第820条の監護教育権を超えた強力な権利であるかのような印象を与えること等から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘や、懲戒として体罰が許容されるといった誤解を与えかねないとの指摘がされてきた。第822条の削除は、児童虐待の防止に向けた明確なメッセージを国民に向けて発することにより児童虐待の防止を図るという趣旨によるものである。」旨の答弁を行った²⁵。

イ 子の人格の尊重・体罰等の禁止等に関する規定（改正後の民法第821条）の創設

今回の改正では、子の人格の尊重や体罰等の禁止等に関する規定（改正後の民法第821条）が創設された。その趣旨について法務省は、「まず、子の人格を尊重する旨の規定を設けた趣旨は、親権者による虐待の要因として、親が自らの価値観を不当に子に押し付けることがあるとの指摘等を踏まえ、親子関係において、独立した人格としての子の位置付けを明確にするということにある。また、体罰を禁止する旨の規定を設けた趣旨は、親権者による体罰の問題については、民法が規定する親権の目的や範囲に関わる問題であると考えられるところであり、民法において親権者による体罰の禁止を定めることで、民事実体法の規律として、親権の行使としての体罰は許容されないということを明確にすることにある。」旨の答弁を行った²⁶。

ウ 「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の判断基準

今回の改正では、親権者は「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とされたが（改正後の民法第821条）、具体的にどのような言動が禁止されるのかについて質疑があった。これについて法務省は、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動とは、子に不当に肉体的又は精神的な苦痛を与え、その健やかな身体又は精神の発達に悪影響を与え得る行為を指すものである。具体的な事案を前提とし、その行為の態様のほか、子の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、時間的環境等が総合的に考慮されることになる。」旨の答弁を行った²⁷。

(7) 国籍法の一部改正

ア 改正の趣旨

国籍法第3条は、日本国民により認知された子の日本国籍の取得について定めており、出生後に日本国籍を有する父から認知された18歳未満の者は、法務局等に届け出ることによって、日本国籍を取得できるとされている。

今回の改正では、この国籍法第3条による日本国籍の取得は、認知について反対の事実があるときは適用しないとする規定が設けられた（同条第3項）。その趣旨について法

²⁵ 第210回国会衆議院本会議録第5号10頁（令4.11.1）

²⁶ 第210回国会参議院法務委員会会議録第10号9頁（令4.12.8）

²⁷ 第210回国会衆議院法務委員会会議録第6号8頁（令4.11.9）

務大臣は、「今回の改正では、事実と反する認知であっても、認知の無効を主張することができる者が出訴期間内に認知の無効を主張しない限り、有効な認知として確定し、その民事法上の効力を否定することはできないことになる。そこで、我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知がされることを防止するため、認知による国籍の取得に関する国籍法の規定は、認知について反対の事実があるときは適用しないこととした。この改正は、民法の改正によって国籍取得に係る従前の取扱いに疑義が生じないように、明文で規定したものにすぎない。」旨の答弁を行った²⁸。

イ 事実と反する認知が明らかになった場合の法律関係

民法上の認知無効の訴えに関する出訴期間の経過後に事実と反する認知が明らかになった場合の法律関係について質疑があった。これについて法務省は、「国籍法第3条の届出による国籍取得は、その届出のときに日本国籍を取得するとされており、事実と反する虚偽の認知に基づく国籍取得の届出は効力を生じないため、その届出の当初から日本国籍を有していなかったことになる。したがって、認知による民法上の親子関係の発生が認められ、しかも、長期間経過して認知無効の訴えが提起できなくなった後であっても、国籍法上の国籍取得の効果は発生しないことになる。」旨の答弁を行った²⁹。

ウ いわゆる「無国籍者」への対応

事実と反する認知があった場合に、子供は当初から国籍を取得していなかった扱いとなる結果、その子供はいずれの国籍も有しない、いわゆる「無国籍者」になる可能性がある。こうした場合、人道的にどのような対応が可能かについて質疑があった。

これについて法務大臣は、まず、国籍法上の対応として、「国籍法の要件を満たしていれば帰化による日本国籍の取得が認められる余地がある。日本人の子として日本で安定した生活をしてきた等の個別の事情も考慮され得る。また、所定の手続を取ることで母親側の国籍が認められる余地がある場合、当該外国の大使館若しくは領事館又は本国政府において所要の手続を取ることができる。」旨の答弁を行った。また、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）上の対応として、「認知が事実と反することが明らかになり、日本国籍が認められなくなった者は退去強制の手続を受けることになるが、個別の事案ごとに日本への定着性、日本国籍が認められなくなったことについての帰責性がない等の事情を踏まえて、日本への在留を認めるべき者について適切に在留資格が付与されるよう、法務大臣の裁量によって在留特別許可がなされることがある。」旨の答弁を行った³⁰。

(たかみ ふじお)

²⁸ 第210回国会衆議院本会議録第5号9頁（令4.11.1）

²⁹ 第210回国会衆議院法務委員会議録第6号16頁（令4.11.9）

³⁰ 第210回国会衆議院法務委員会議録第5号19頁（令4.11.8）